

# 【 大 子 町 】

平成29年5月1日現在

## 大子町タクシー利用助成事業

事業開始：平成26年4月～

### 事業内容

町内の交通手段がないために日常生活に支障をきたしている者に対し、タクシーの運賃及び料金の一部を助成する。

助成の対象となる経費は、乗降場所及び運行経路が町内である場合の、日常生活に必要不可欠な医療機関への通院、買い物、公共施設、金融機関の利用などに係るタクシーの利用料金。

助成金の額は、タクシーの利用1回につき利用料金の2分1で10円未満は切り捨てとする。

### 支援の条件、対象者等

町内に住所を有し、かつ、現に居住し、普通自動車、小型自動車、軽自動車を所有していない者、または、自動車を所有しているが運転できない者で次のいずれかに該当する者。

- (1) 満65歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 療育手帳の交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 自立支援医療費を受給している者
- (6) 障害年金を受給している者
- (7) 特別障害給付金を受給している者

### 問い合わせ先・ホームページURL

大子町役場まちづくり課  
☎0295-72-1131（直通）

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page000915.html>